

全関西学生スキー選手権大会細則

部 制 男子は2部制とし、1部は10校それ以外の大学は2部とする、女子は1部制とする。

出場資格 当該年度の選手登録をした者で、出場回数は1人4回までとする。但し、各年度の大会において1つ又は複数の種目に出場した場合でも出場回数は1回とする。また当該種目のリザルトに名前が掲載されたとき、その種目に出場したものとす。

出場種目 各種目（リレー競技を除く）の出場者は各校6名とする。また、個人ごとの出場種目数は制限しない。

順位及び採点法 1位より8位までを入賞とし、下記の如く採点する。但し、同着者があった場合、次位点との和を等分し、次位を空位とする。

男子2部制

ポイント制： 15位までポイント（リレーは8位）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
個人種目	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
リレー	16	13	11	9	7	5	3	1							

女子1部制

ポイント制： 15位までポイント（リレーは8位）

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
個人種目	16	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
リレー	16	13	11	9	7	5	3	1							

順位決定 大会に於いて、最高得点を獲得した大学を優勝校とする。2位以下もこれに準ずる。但し、得点と同数の場合はリレー競技の順位による。尚、決まらないときは上位入賞の数による。尚、決まらないときは前年度の順位による

入替 新型コロナウイルス感染症の影響により、各加盟校それぞれ対応に差異があるため、今シーズンに限り男子1部最下位校の2部への降格はない。男子2部優勝校は1部に昇格する。次回以降、通常にもどすこととする。

2021年1月23日改定

全関西学生スキー連盟 連盟金・加盟申請細則

1. 連盟金

- 1) 新規加盟金 10,000 円/大学
(男・女、各々 1 加盟大学とする。男女同時加盟の場合は 10,000 円とする)
- 2) 負担金 (男・女、各々 1 加盟大学とする)
 - イ. 男子 1 部 60,000 円 (年間)
 - ロ. 男子 2 部、女子部 50,000 円 (年間)
- 3) 選手登録金 3,000 円 (年間 1 名)
- 4) 減免
 - イ. 男子 2 部および女子部に於いて、部員が 5 名に満たない場合、負担金を 1 名につき 10,000 円に減免する。
 - ロ. 加盟校が休部を申請をしたときは、負担金を免除する。但し、休部の期間は最長 5 年間とする。休部期間が 5 年を超えたとき退会となる。

2. 加盟申請に必要な書類

- 1) 加盟申請書
- 2) 公認団体証明書
- 3) スキー部則
- 4) 部員名簿
- 5) 緊急連絡先

3. 提出期限

- 1) 春期 4 月 30 日まで (5 月中旬の春期総会にて承認)
- 2) 秋期 9 月 30 日まで (10 月上旬の秋期総会にて承認)
提出期限内に申請書類が提出されたときは、理事会にて審議のうえ、仮承認を行い、総会にて承認する。
尚、加盟時の部席 男子 2 部の最終席、女子 1 部の最終席とする。

附則.

SAJ 登録 (会員・競技者)

全日本学生スキー連盟加盟の大学は全日本学生スキー連盟での登録とする。

未加盟の大学は当連盟経由にて登録をすることとする。

平成 26 年 1 月 8 日改定

選手登録及び役員選出内規

1. 選手の登録及びエントリーの提出に関する件

- 1) 選手の登録及びエントリーの提出が締切期日に遅延した場合には当該校はペナルティーとして、始末書を提出のこと。
- 2) 一度ペナルティーを犯した加盟校において、4年以内に再度同様なことがあった場合は一年間の出場停止処分にする。

2. 理事資格に関する件

理事は全関西学生スキー連盟に加盟している大学のスキー部に所属していた卒業生で学生を指導するに適し社会的良識を有する者、又は加盟大学のスキー部と関係のある者の内、正副会長会が適任と認めた外部理事。

3. 理事資格消滅に関する件

理事は本連盟主催の事業及び会議等に年間を通じて、2分の1以上の出席を要す。もし、出席回数が2分の1未満の場合は理事としての資格を失う。

4. 監事の資格に関する件

理事経験者より選出の監事は原則として理事を3期以上務めた経験者の中より選出する。外部監事は正副会長会が適任と認めた者とする。

5. 専門委員に関する件

専門委員は本大会及び季節外競技会等における大会運営の円滑を計ることを目的とする。

- 1) 資格は学生を指導するに適し、社会的良識を有する者とする。さらに本連盟よりの指定日程に参加できることを条件とする。
- 2) 選出方法は原則として当該加盟校OB会又はOG会よりの推薦とし、本連盟の各専門委員会がその内必要と認めた者を指名し、理事会にて承認を得るものとする

平成26年5月9日改定

旅 費 規 定

- 第1条 本連盟規約第22条に基づきこの規定を定める。
- 第2条 この規定は本連盟の会務のため出張する役員並びにこれに準ずる者に支給する旅費に関してその基準を定める。
- 第3条 旅費の種類は交通費、宿泊費、食事費及び雑費としその計算は出張の為に要した日数による。
- 第4条 交通費は最も経済的な経路及び方法により旅行した計算による（起点は本人の居住地とする）。但し、会務に必要な機材運搬や緊急を要する時に限り会長の承認を得て航空機及びタクシーを利用することができる。宿泊費及び食事費は1泊2食を前提としているが、その上限金額は各地区の協定料金とする。また宿泊費に含まれない食費が発生した場合、1日当たり1,000円を支払うことができる。
- 第5条 本連盟の規約第11条による役員が会長の命により本連盟を代表して出張する場合及び規約第28条に基づく競技会、強化合宿等本連盟が主催、主管又は後援する行事を遂行する為に出張する場合の旅費は実費支給とする。但し総会、及び各種委員会の交通費は支給しない。
- 第6条 上部団体又は加盟団体からこの規定以外の用務で出張の依頼があった場合には旅費は本連盟からは支給しない。但しその内容により会長の承認を得て不足額を補助することができる。
- 第7条 本連盟から旅費の支給を受けて派遣される役員が他の関係団体から旅費等の支給を受けた場合はその受給額に相当する金額を本連盟に納入するものとする。
- 第8条 旅費の支給方法は原則として精算払いとし、その受給方法は所定の用紙に各人別に正確に記入し領収書を添付の上速やかに提出し、本人が直接会計担当者より受け取るものとする。
- 第9条 この内規に定めない事項が生じた場合は、その都度正・副会長会にて協議して定めることとする。
- 第10条 本規定の改廃は理事会の議決による。
- 第11条 本規定は平成26年5月9日より改定施行する。

昭和63年11月1日施行

平成26年5月9日改定

慶弔規定

第1条 本連盟規約第22条によりこの規定を定める。

第2条 本連盟の名誉会長、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、顧問、参与並びにその親族に対する慶弔及び見舞いについては別表によりその意を表するものとする。

第3条 役員は慶弔事態が生じた時は速やかに総務本部長に通知するものとする。又理事会に諮る時間的余裕がない場合は正副会長会で決定し後日理事会に報告するものとする。又この規定に定めない事項が生じた時はその都度正副会長会で定める。

第4条 本規定の改廃は理事会の議決による。

第5条 本規定は平成26年5月9日より改定施行する。

昭和63年11月1日施行

平成26年5月9日改定

(別表)

祝い金	役員結婚の時	10,000円
香典他	役員死亡の時	香典 10,000円
		供花 時 価
	役員親族死亡の時	香典 10,000円
	(配偶者及び一親等の血族)	供花 時 価
見舞金	役員入院の時 (10日以上)	5,000円又は同額の見舞品
祝電・弔電	打電	